

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	三鷹市 三鷹市長 清原 慶子			
事業者番号	A	1	0	3 5

2 報告する事業所等の全体の状況（平成26年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	19 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	3,302 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>「三鷹市環境基本計画2022」で設定する3大プロジェクトの一つ、温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクトとして地球温暖化対策に取り組むとともに、平成24年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」を策定した。この計画において、平成22年度を基準として、平成24年度～30年度までに7%(各年1%ずつ)の削減目標を定め、温室効果ガスの削減に取り組んでいく。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A108	組織横断的な推進体制の整備
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A110	外部専門家への相談依頼の実施
	A111	全従業員に温暖化対策情報の提供	A113	推進担当者の知識向上・内部還元
		A115	優良事例の組織内共有体制の構築	

5 特記事項

<p>【平成27年度(予定含む)省エネの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室等の冷暖房は、冷房28℃、暖房20℃を目安に室温調節を行う ・電力使用状況の監視と使用状況の周知 ・クールビズ実施期間を10月末までに拡大 ・照明の間引き及び消灯の継続 ・電化製品等の使用制限 ・モーターでの汲み上げに伴う節水の徹底 ・庁内PCその他の機器の節電の徹底
--